

## 滋賀県地域相談支援員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第9条に規定する地域相談支援員（以下「地域アドボケーター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 地域アドボケーターは、障害者が相談する際に自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 障害者からの相談について、条例第8条に規定する障害者差別解消相談員につなぐこと。
- (2) 差別解消のために関係機関との連携を深めること。
- (3) 差別解消に係る県民の認識および理解の深化に努めること。
- (4) 前各号に掲げる業務に関連すること。

### (委託)

第3条 知事は、次に掲げる要件を満たすものに業務を委託するものとする。

- (1) 障害の社会モデルへの理解があり、かつ、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者であること。
- (2) 現に県内に居住または勤務し、地域の生活環境、社会環境等の実情に精通している者であること。

2 地域アドボケーターは、知事からの所定の業務の受託者であり、県の職員としての身分は有しない。

### (推薦)

第4条 知事は、地域アドボケーターの候補者について、必要に応じ、地域自立支援協議会、市町等からの推薦を受けることができる。

### (定数)

第5条 地域アドボケーターの定数は32名以内とする。

### (委託の期間)

第6条 地域アドボケーターへ業務を委託する期間（以下「業務委託期間」とい

う。)は、2年とする。ただし、次条の規定により業務の委託を解除された地域アドボケーターの後任の地域アドボケーターについては、前任者の業務委託期間を引き継ぐものとする。

2 知事は、地域アドボケーターへ再度業務を委託することができる。

(委託の解除)

第7条 知事は、地域アドボケーターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域アドボケーターへの業務の委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (2) 業務を怠り、または業務上の義務に違反したとき。
- (3) 地域アドボケーターとしてふさわしくない行為のあったとき。
- (4) 地域アドボケーターが自己の都合により辞退を申し出たとき。
- (5) 地域アドボケーターが死亡したとき。

(費用弁償)

第8条 滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）第3条第3項および第13条ならびに滋賀県旅費支給条例施行規則（昭和46年滋賀県規則第15号）第9条の規定に基づき、地域アドボケーターに対して費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償については、年度を単位として支給し、年額48,000円とする。ただし、地域アドボケーターの活動日数が12月に満たない場合（1月未満の場合は、1月とする。)は、月を単位として支給し、月額4,000円とする。

(地域アドボケーター証)

第9条 知事は、地域アドボケーター証（別記様式）を地域アドボケーターに交付するものとする。

2 地域アドボケーターは、業務を行うにあたって地域アドボケーター証を携行するものとする。

3 地域アドボケーターは、業務委託期間が終了したとき、または、業務の委託の解除があったときは、地域アドボケーター証を知事に返還しなければならない。

(守秘義務)

第10条 地域アドボケーターは、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(報告)

第11条 地域アドボケーターは、別に定める様式により、活動状況を報告しなければならない。

(研修)

第12条 地域アドボケーターは県が開催する研修会および情報交換会に参加し、その活動に必要な知識および技能の修得に努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域アドボケーターに関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 県は、この要綱の施行後2年を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 別記様式（第9条関係）

(表)

第 号

地域アドボケーター証

氏名

上記の者は、地域アドボケーターであることを証明します。

年 月 日

滋賀県知事

有効期間 年 月 日  
年 月 日

(裏)

## 注 意

- 1 地域アドボケーターは、滋賀県地域相談支援員設置要綱に基づき業務を行うものとします。
- 2 地域アドボケーターの業務に従事するときは、常に本証を携行してください。
- 3 この証を他人に譲り、または本証の記載事項を勝手に書き直すことはできません。
- 4 この証の記載事項に変更があった場合は、速やかに訂正を受けてください。また、紛失した場合は、速やかに再交付を申し出でください。
- 5 地域アドボケーターの任期が満了したとき、または地域アドボケーターを辞任したときは、速やかにこの証を返還してください。